

大和市告示第180号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年10月2日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の5号を加える。

- (9) 株式会社Aコープ北東北
- (10) 株式会社エーコープ鹿児島
- (11) ミニストップ株式会社
- (12) 株式会社ポプラ
- (13) 日本郵便株式会社

第5条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第6条の見出し中「時間帯」を「時間」に改め、同条第2項中「時間帯」を「時間」に改め、「午後11時」の次に「まで」を加え、同条第3項中「これら」を「証明書交付サービスの休止日及び提供する時間」に改める。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。